

他人の肖像を使って文化的創作を行う（たとえば雑誌の記事を書く等）とき、まず「人格権」に気をつけなければなりません。ひとは、「私生活上のことを無断でむやみに利用されない権利」をもっています。これを「プライバシー権」といい、「容ぼう・姿態」に関する権利は、これを特定して「肖像権」といいます。

肖像権は、特定の法律に基づく権利ではなく、判例の中で認められた権利です。最高裁昭和40年（あ）第1187号（同44年12月24日大法廷判決：京都府学連事件）においては、「これを肖像権と称するかどうかは別として、少なくとも、警察官が、正当な理由もないのに、個人の容ぼう等を撮影することは、憲法13条の趣旨に反し、許されないものといわなければならない。」としています。憲法13条は、「個の尊厳、幸福追求権等」を規定したものです。

この判決で肖像権は事実上認められているのですが、「和歌山毒カレー事件」が契機に、判決文の中で「肖像権」の用語が積極的に使用されるようになりました。

「みだりに自己の容ぼう等を撮影され、これを公表されない人格的利益は、被撮影者が刑事事件の被疑者や被告人であっても法的に保護され、本件写真の撮影及び本件第1記事の本件写真週刊誌への掲載は、被上告人の上記法的に保護された利益である肖像権を侵害する。」（最高裁平成15年（受）第281号 同17年11月10日第一小法廷判決：和歌山毒カレー事件）

肖像権によって保護されるのは、「みだりに、その容ぼう・姿態を撮影されない」権利（撮影の拒否）のみならず、自らの肖像が写された写真を、他人に勝手に使用されない権利（使用拒絶）も含むものとされています。たとえば、写真撮影には承諾したものの、その写真の使用方法が被撮影者の意に反する場合、肖像権に基づいて、これを拒絶できることとなります。

次に、有名人の肖像についてみていきましょう。有名人（スポーツ選手や芸能人等）にも、人格権としての肖像権があります。しかしながら、報道の自由（憲法21条）との関係で、一般人よりも有

名人の方が受忍すべき範囲は広くなると言われています。これは例えば、プライベートで海外旅行に出かけた有名人の肖像が、しばしば空港などでカメラに収められ、報道されているとおりです。しかし有名人と言えど、正当な理由もなく私事が公開されてよいものではなく、報道の自由がたえずプライバシー権に優越するものではないことは、改めて言うまでもありません。（昭和36年（ワ）第1882号東京地裁：「宴のあと」事件、平成13年（オ）第851号・平成13年（受）第837号最高裁：「石に泳ぐ魚」事件）

この一方で、有名人の氏名や肖像は、商品に直接使用したり広告宣伝に使用することで、売上アップにつながる等の経済的利益を生み出す場合があるのも事実です。有名人の氏名や肖像がもつ経済的価値・利益を独占的に利用又は管理する権利は、これまでも「パブリシティ権」と呼ばれてきましたが、今年の「ピンクレディー事件」判決（最高裁）が、「パブリシティ権を積極的に定義し、さらにパブリシティ権の侵害と認めてよい場合の類型を明示した判例です。

女性デュオ「ピンク・レディ」の未唯mieさんと増田恵子さんが、自らの肖像が撮影された写真が週刊誌「女性○○」に無断掲載されたとし、パブリシティ権を侵害されたとして、発行元のK社を相手どって訴訟を起した事件が「ピンク・レディ事件」です。（掲載されたページ内容：骨董通り法律事務所コラム；<http://www.kottolaw.com/column/000371.html>）

週刊誌の記事は、「ピンク・レディ de ダイエット」と題した3ページの記事であり、14枚の白黒写真を使用して、ピンク・レディの振り付けを利用したダイエット法を紹介していました。

最高裁では、「肖像等は、商品の販売等を促進する顧客吸引力を有する場合があります、このような顧客吸引力を排他的に利用する権利（以下「パブリシティ権」という。）は、肖像等それ自体の商業的価値に基づくものであるから、上記人格権に由来する権利の一内容を構成するものである」ということができる。（最高裁平成21（受）2056 平成24年02月02日第一小法廷 請求棄却）と判断されました。（下線は、筆者による。）

※「上記人格権」

⇒「人の氏名、肖像等（以下、併せて「肖像等」という。）は、個人の人格の象徴であるから、当該個人は、人格権に由来するものとして、これをみだりに利用されない権利を有すると解される。」

このように「ピンクレディー事件」判決では、パブリシティ権を定義した上で、上記週刊誌のような肖像の利用が、パブリシティ権の侵害となるケースを類型化して示されました。類型化された内容は以下の通りです。

「肖像等を無断で使用する行為は、①肖像等それ自体を独立して観賞の対象となる商品等として使用し、②商品等の差別化を図る目的で肖像等を商品等に付し、③肖像等を商品等の広告として使用するなど、専ら肖像等の有する顧客吸引力の利用を目的とするといえる場合に、パブリシティ権を侵害するものとして、不法行為法上違法となると解するのが相当である。」（同上、下線の加入は筆者による。）

週刊誌の全体ボリュームとしては200ページ程あるものの、その中でも該当する記事は、たった3ページであり、その3ページの中に写真点数14枚を盛り込んでいることから、枚数としては多いといえなくもありません。しかしながら、上記の種類と照応させてみると、記事の中で使用された写真がそれぞれ「白黒写真でいずれも小さいもの（縦2.8cm、横3.6cmないし縦8cm横10cm程度）」、すなわち参考的・引用的利用ということであれば、「独立して観賞の対象となる商品等」ということにはなじまないものと思われます。これがもし、たとえ1点の写真であったとしても、一定の大きさのカラー写真で表示されていたようなときには、「肖像等の有する顧客吸引力の利用目的」とした著作物の利用であると判断され、パブリシティ権の侵害と認められるような場合もありうるかと思われます。

最高裁はパブリシティ権の侵害を認めなかったため、ピンク・レディーのおふた方にとっては、厳しい判決となったように思われますが、パブリシティ権侵害となる範囲が明確になったという意味において、注目すべき判決ということが出来ます。

電子契約 ～いま静かなトレンドに～

東播支部 三村 良三

◆電子契約書は非課税

電子契約書には印紙代がいらない！ あなたが3千万円の家を買うとき契約書には1万5千円ずつ、双方で3万円の収入印紙を貼付します。電子契約ではこれが非課税になります。印紙税は、紙の文書の契約書に課税されますが、電子ファイルはこれに該当しません。お得な話です。電子メール、CDなどのメディアで交換して保存しておくのも一つの方法です。しかし、これをプリントアウトすると課税文書になります。可視化するからです。

◆法的環境の整備

昭和42年に印紙税法が施行され、電子化に対応すべく電子帳簿保存法、電子署名法、IT書面一括法、e-文書法、電子公証制度、建設業法関係の整備が進み、電子契約は大手企業などで導入が進んでいます。電子契約・認証・保管サービスを提供している企業のシステムを導入して、見積、契約、発注、納品、決済など一連の書類が電子化する仕組みです。国税帳簿書類を電子データで保管することも可能になっています。また、建設業振興基金でも電子契約を推進しています。

◆行政書士と電子契約

行政書士は、企業のシステム（BtoB）に関与することは難しいと思われませんが、街の法律家として、企業と個人（BtoC）、個人と個人（CtoC）の締結する電子契約に携わっていけないのではないかと。行政書士電子署名と電子公証制度を活用します。売買の例で説明します。

売主買主が各行政書士へ契約書作成の委任状（紙） → 電子契約書の代理作成 → 行政書士電子署名 → 電子公証制度で日付情報の付与の請求 → USBメモリなどを持参して公証役場で受領

※同一情報の提供の請求（謄本請求）をすれば、紙に印字された謄本が交付される（非課税）

※情報の同一性の関する証明の請求により、改ざんされていないことの証明がされます。

※電子公証では20年間、文書が保存されます。

こういうメリットを活用して、行政書士業務の拡大につなげたいものです。